

メニュー② 地域力再生活動アドバイザー派遣事業

地域の課題解決をともに考えてくれるアドバイザーを派遣します。



- 対象
 - 地域コミュニティ再生支援事業補助金を活用したことがある団体
 - これから、または、現在自治会の立ち上げ等に取り組む団体
 - アドバイザー派遣の実施例
 - より多くの声を集める会議の運営方法とは
 - 防災意識の啓発と各種防災マニュアルの策定について
 - 多世代交流型の自治会活動を展開するためには
 - 自治会役員の負担軽減策について
 - 若い世代を地域づくりに巻き込むには
- ご相談に応じて様々なアドバイザーの派遣を行うことができます

メニュー③ 自治会研修・交流会事業

普段なかなか知ることのできない、他の自治会の様子を聞き、自治会運営の悩みや課題などを共有する場を設けます。



- 対象
 - 地域コミュニティ再生支援事業補助金を活用したことがある団体及びその支援機関など
- 開催内容の一例(地域ごと複数回実施しています。)
 - 自己紹介
 - 実施した行事について報告
 - 課題について解決策の話し合い
- 効果
 - 役員の確保策について好事例を共有
 - 役員の任期について他自治会のマネをして好循環
 - 古くからある行事を見直しスリム開催

お問合せ・お申込は

宮城県 復興・危機管理部 復興支援・伝承課

住所: 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

電話: 022-211-2424 FAX: 022-211-3519

(電話受付時間: 8時30分から17時15分まで)

メール: denshoh@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ:

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/densho/komyu.html>

※申請書の提出先について

- 自治会・町内会等の所在の市町の担当課へ提出ください。
- 所在市町が石巻市・気仙沼市の場合、右記の現地相談窓口へ提出ください。

現地相談窓口

○石巻・東松島・女川地区

宮城県東部地方振興事務所 地方振興部 振興第二班

住所: 〒986-0850 宮城県石巻市あゆみ野5丁目7番地

電話: 0225-95-1767

FAX: 0225-95-1471

メール: et-sinbk2@pref.miyagi.lg.jp

○気仙沼・南三陸地区

宮城県気仙沼地方振興事務所 地方振興部 商工・振興班

住所: 〒988-0181 宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6

電話: 0226-24-2593

FAX: 0226-24-8995

メール: kstssss@pref.miyagi.lg.jp

災害公営住宅等への入居で
出来た新しい自治会や
災害公営住宅等の住民を受け入れた
既存の自治会等の皆さんへの
補助制度です。

令和7年度

宮城県地域コミュニティ 再生支援事業 ご案内

狙い

災害公営住宅等における新しい地域コミュニティ機能の強化や、地域の活性化に向けた活動を支援するため、自治会等が自発的、主体的に取り組む地域コミュニティ活動をサポートします。

本事業の 3本柱

- ①地域コミュニティ再生支援事業補助金
- ②地域力再生活動アドバイザー派遣事業
- ③自治会研修・交流会事業



※令和7年度予算の成立が前提となります。1

地域コミュニティ再生支援事業補助金

災害公営住宅等への入居に伴う新たな地域コミュニティ活動等に要する経費について、これを行う自治会等に対して補助金を交付します。

補助対象者

- ①災害公営住宅等に新たに設立された自治会等の住民団体
- ②災害公営住宅等の住民の受け入れ先となった既存の自治会等の住民団体
- ③災害公営住宅等のうち自治会が存在しない地区や、自治会が設立前である地区などで、自治会活動を支援している市町村、または非営利組織

「災害公営住宅等」とは以下の4つの復興事業となります。

- ①災害公営住宅整備事業
- ②防災集団移転促進事業
- ③復興土地区画整理事業
- ④漁業集落防災機能強化事業



事業内容	補助期間	補助率	補助限度額
○災害公営住宅等におけるコミュニティ形成のための実践活動に要する経費を補助する 1. コミュニティ再生事業 災害公営住宅等における人間関係づくり、コミュニティ形成のプランづくりや実践活動 ●茶話会・食事会 ●料理教室・囲碁、将棋教室 ●他地区との交流会 など 2. コミュニティ元気づくり事業 (1)被災地域の活性化イベント開催など復興やコミュニティ形成に向けた地域づくり活動 (2)集落行事の再生、生活安全の確保、生活環境の維持に係わる活動 ●祭り・芋煮会 ●防犯パトロール ●一斉清掃活動 など 3. 震災経験伝承事業 震災の記憶や経験を後世に伝え、地域の一体感の再醸成を図るために行われる継続的な地域での取組 ●防災訓練(炊き出し訓練を含む) ●震災時の講話 ●防災教育活動 など	単年度当たりの申請は 1地区1回 (複数事業・複数イベント等、年間を通した事業の申請) 最長3年間 (ただし、自立化促進のために必要と認められる場合に限り、4年目・5年目の申請を可とする。) (毎年申請が必要)	対象経費の10分の10以内 (ただし、4年目の場合は対象経費の10分の5以内。5年目の場合は対象経費の3分の1以内とする。) (審査により減額になることがあります。) ※注1	補助上限額 100万円 (100世帯未満) 150万円 (100～200世帯) 200万円 (201世帯以上) 補助下限額 10万円 (ただし、4年目・5年目は適用しない。) ※注1



夏祭り(バーベキュー)の様子

注1 ●補助限度額の世帯数のカウントのしかた
 上記4つの復興事業で入居又は転居された住民の世帯数
 ●ただし事業の対象者は住民全体となります。

補助対象経費

- 報償費(補助金額の10%以内かつ自治会等の役員に対する報償は対象外)
- 食糧費(1名あたり合計1,000円以内かつ事業参加人数以下の最小限の飲食料。但しアルコールは対象外)
- 消耗品費(5万円未満の事業経費)
- 備品購入費(補助金額の50%以内でかつ備品単独で最大50万円未満)

備品購入費について

本事業以外で使用する備品・集会所と一体と見なされる設備は、補助対象外となります。また、事業実施に不可欠な備品であることが条件となりますので、備品の使用頻度によっては事業実施ごとにレンタルやリース(使用料及び賃借料)を利用するように計画してください。(例:ストーブ・エアコン・物置等の購入は不可)

- 保険料(原則として行事ごと加入するイベント保険やボランティア保険などを補助対象とする)
- 景品・記念品費(全体事業費の30%以内)

景品・記念品費について

イベント参加に伴うものに限り対象とし、単に来場者全員に配付するものは対象外となります。

- 入場料等(1名あたり合計1,000円以内かつ事業参加人数以下の最小限の入場料等)。
- 旅費交通費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、雑費、その他

対象外経費

- 事業を伴わない物品・備品のみの購入に要する経費
- 事務所や集会所の維持管理費
- 住民自治組織等の構成員の人件費や交際費
- 他の団体への負担金及び補助金など住民自治組織等が直接関与又は実施しない事業に関わる経費
- 用地取得又は補償に要する経費/既存の施設・設備等の撤去及び処分に関する経費/その他補助することが適当でない判断される経費

ポイント

- ①本補助金は復興の過程において新しく立ち上げた(または新しい住民を受け入れた)自治会等のスタートアップを支援するものです。補助期間終了後も自治会等が長期的にコミュニティづくりを進められるよう自立的・継続的な計画を立てていただくことをお願いします。
- ②補助金を活用した後は、実績報告を行っていただく必要があります。
 (1)領収書 ※宛名・日付・金額・内容・受取人が分かるもの
 (2)明細書 ※品名・単価・数量が分かるもの
 (3)行事ごとの写真
 以上を確実に整備してください。
- ③行事の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を実践のうえ、開催方法に配慮願います。

令和7年度の募集期間

- 第1回:3月3日(月)～3月17日(月)
 第2回:5月1日(木)～5月30日(金)
 第3回:6月2日(月)～6月30日(月)
 第4回:8月1日(金)～8月29日(金)
 第5回:10月1日(水)～10月31日(金)

※事業の相談や申請書作成サポートも行っています。できるだけ募集期間を避けて、早めのご相談をお願いします。

